

○古河市防災協力事業所登録制度実施要綱

平成21年 1 月20日

告示第15号

改正 平成30年 3 月30日告示第93号

(趣旨)

第1条 この告示は、地域の防災活動に協力する意欲のある事業所等が自主的に、又は市からの要請により災害時等に地域における防災活動への協力をすることで官民一体による防災協力体制の強化を図り、もって災害に強いまちづくりの推進に寄与するため、古河市防災協力事業所登録制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 防災協力事業所 災害時等にボランティアにより保有する資源を提供するものとして防災活動への協力を申し出た事業所等であって、市長があらかじめ登録したものをいう。

(2) 事業所等 法人格の有無にかかわらず、市内に店舗、工場、事務所等を有するもの並びに市内に活動拠点を置く特定非営利活動法人及びボランティア団体その他の団体をいう。

(3) 資源 事業所等が保有する次に掲げるものであって、災害時等に提供するものをいう。

ア 人材(労務)

イ 食料品、飲料水等の物資

ウ 避難所、施設等

エ 資機材

オ その他防災上必要なもの

(登録手続等)

第3条 防災協力事業所として登録しようとする事業所等は、防災協力事業所登録届(様式第1号)により市長に届け出るものとする。登録内容に変

更が生じた場合も、同様とする。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その内容を審査し、登録することが適当であると認めるときは、当該事業所等を登録するとともに、当該届出をしたものに対し、登録証（様式第2号）及び掲示用標識を交付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、事業所等が次の各号のいずれかに該当するときは、登録しないものとする。

(1) 古河市暴力団排除条例（平成23年条例第32号）第2条第1項第2号に規定する暴力団員が所属しているものであるとき。

(2) 市税を滞納しているとき。

(3) 前2号に掲げる事業所等のほか、登録することが適当でないものであると市長が認めるとき。

（登録事業所の公表）

第4条 市長は、防災協力事業所として登録した事業所等の名称及び所在地等を公表するものとする。

（平常時の協力）

第5条 防災協力事業所は、平常時において、次に掲げる活動に可能な範囲で参加するものとする。

(1) 地域の防災訓練

(2) 地域の防災に関する会合等

(3) 前2号に掲げる活動以外の地域の防災活動

(4) その他防災上必要な活動

（災害時の協力）

第6条 防災協力事業所は、災害時において、次に掲げる活動のうち、協力することが可能なものについて、自らの判断で地域と連携して実施するものとする。

(1) 初期消火、救出救護、障害物の除去等に係る労務提供

(2) 食料品、飲料水等の物資提供

(3) 資機材等の貸出し

(4) 一時避難場所等の提供

(5) その他防災上必要な活動

2 市長は、災害時において、防災協力要請書（様式第3号）により防災協力事業所に対して前項各号に掲げる活動の協力を要請することができる。

3 防災協力事業所は、市長から前項の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）を受けたときは、その諾否、協力要請のあった活動に当たる従業員の氏名、協力可能な活動の内容等について市長に回答するものとする。

4 市長は、緊急を要すると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、電話等により防災協力事業所に協力要請をすることができるものとする。この場合において、防災協力事業所が協力要請を受諾したときは、前2項の規定に準じて後日速やかに書類を作成しなければならない。

（報告）

第7条 防災協力事業所は、協力要請に係る活動を完了したときは、防災協力実施結果連絡票（様式第4号）により、市長に報告するものとする。

（費用等）

第8条 第5条又は第6条第1項に規定する活動の実施により生じた費用は、防災協力事業所が負担するものとし、同条第2項の規定による協力要請に係る活動により生じた防災協力事業所の費用は、市と防災協力事業所で協議し、市がこれを負担することが適当であると市長が認める場合は、市が負担するものとする。

（登録期間）

第9条 第3条の規定による防災協力事業所の登録期間は、登録証の交付の日から1年間とする。ただし、市が防災協力事業所に対して、登録期間満了後における防災活動への協力を継続する意思についてあらかじめ確認することができたときは、さらに1年間登録期間を延長するものとし、以後についても、同様とする。

（登録の抹消）

第10条 市長は、防災協力事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、

登録を抹消するものとする。

- (1) 廃業したとき。
- (2) 市外に移転したとき。
- (3) 事業所等を第三者に譲渡又は売買し、引き続き防災協力の意志が確認できないとき。
- (4) 防災協力事業所登録抹消届出書（様式第5号）を市長に提出し、登録の抹消を申し出たとき。
- (5) その他、登録しておくことが適当でない事業所等であると市長が認めるとき。

2 防災協力事業所は、登録が抹消されたときは、速やかに登録証及び掲示用標識を市長に返還しなければならない。

（連絡協議会の設置）

第11条 市長は、市及び防災協力事業所相互の連携強化、情報交換及び連絡調整を図るため、連絡協議会を設置することができる。

（補則）

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の古河市防災協力事業所登録制度実施要綱の規定により登録されている防災協力事業所は、この告示による改正後の防災協力事業所登録制度実施要綱の規定により登録された防災協力事業所とみなす